

現 行	改 定 後	適 用
<p>第1編 共 通 編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 適 用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成30年6月6日改正 政令第183号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義 2. 総括監督員 (3) 工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成29年6月改正法律第45号第29条の3第1項）に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等</p> <p>37. 工事検査 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>38. 検査職員 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>新規</p> <p>43. 工事 44. 本体工事 45. 仮設工事 46. 工事区域 47. 現場 48. SI 49. 現場発生品 50. JIS規格 JIS規格とは、日本工業規格をいう。 また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下「新JIS」という。）にともない、全て新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>1-1-4 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>第1編 共 通 編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 適 用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和元年6月改正 政令第44号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義 2. 総括監督員 (3) 工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（令和元年5月改正法律第16号第29条の3第1項）に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等</p> <p>37. 工事検査 工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>38. 検査職員 検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>43. 準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p>44. 工事 45. 本体工事 46. 仮設工事 47. 工事区域 48. 現場 49. SI 50. 現場発生品 51. JIS規格 JIS規格とは、日本産業規格をいう。 また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下「新JIS」という。）にともない、全て新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>1-1-4 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>条文の追加 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 JIS名称変更に伴う修正</p> <p>表記統一のため修正</p> <p>条文の追加</p> <p>表記統一のため修正</p>

現 行	改 定 後	適 用
<p>1-1-5 コリنز（CORINS）への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員の確認・押印を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>1-1-8 工事の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事に着手しなければならない。</p> <p>1-1-9 工事の下請負</p> <p>3. 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>3. 名札の着用</p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p> <p>条文追加</p> <p>1-1-11 受注者相互の協力</p> <p>1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-13 工事の一時中止</p> <p>1-1-14 設計図書の変更</p> <p>1-1-15 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等</p> <p>受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止</p> <p>受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-5 コリنز（CORINS）への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、あらかじめ監督職員の確認・押印を受けたうえのちに、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>1-1-8 工事の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事に着手しなければならない。</p> <p>1-1-9 工事の下請負</p> <p>3. 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p> <p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>3. 名札の着用</p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p> <p>（管理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、管理技術者補佐を配置する場合に適用する。）</p> <p>1-1-11 受発注者間の情報共有</p> <p>受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。</p> <p>1-1-12 受注者相互の協力</p> <p>1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1-1-15 設計図書の変更</p> <p>1-1-16 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第23条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等</p> <p>受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止</p> <p>受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表記統一のため修正</p> <p>条文の修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>条文の追加</p> <p>表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正</p>

現 行	改 定 後	適 用
<p>4. 工期の延長 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-16 支給材料および貸与品 1-1-17 工事現場発生品 1-1-18 建設副産物</p> <p>8. 建設発生土情報交換システム 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>9. 一時保管</p> <p>10. 産業廃棄物の保管施設ガイドライン</p> <p>11. 建設副産物適正処理推進要綱</p> <p>12. 北海道循環資源利用促進税</p> <p>13. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (1)受注者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第11条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」を監督職員に提出しなければならない。 この別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」は、発注者が指定した建設副産物に係る情報入力システムを活用し作成するものとする。提出はPDF形式のデータあるいは印刷物とする。</p> <p>(2)受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに建設副産物に係る情報入力システムにデータの入力を行いPDF形式のデータあるいは印刷物を提出しなければならない。</p> <p>1-1-19 工事完成図 1-1-20 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>1-1-21 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第28条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求 受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 中間前払金の請求 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-22 部分使用</p> <p>2. 監督職員による検査 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間技術検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p>	<p>4. 工期の延長 受注者は、契約書第23条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-17 支給材料および貸与品 1-1-18 工事現場発生品 1-1-19 建設副産物</p> <p>削除</p> <p>8. 一時保管</p> <p>9. 産業廃棄物の保管施設ガイドライン</p> <p>10. 建設副産物適正処理推進要綱</p> <p>11. 北海道循環資源利用促進税</p> <p>12. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (1)受注者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第11条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」を監督職員に提出しなければならない。 この別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」は、発注者が指定した建設副産物に係る情報交換システムを活用し作成しなければならない。提出はPDF形式のデータあるいは印刷物とする。</p> <p>(2)受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに建設副産物に係る情報交換システムにデータの入力を行いPDF形式のデータあるいは印刷物を提出しなければならない。</p> <p>1-1-20 工事完成図 1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>1-1-22 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 中間前払金の請求 受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-23 部分使用</p> <p>2. 監督職員による検査 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間技術検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p>	<p>表記修正 表記修正</p> <p>表記統一のため修正</p> <p>表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 用語修正</p> <p>用語修正</p> <p>表記修正 表記修正</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正</p>

現 行	改 定 後	適 用
<p>1-1-23 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和元年5月28日付け 国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p> <p>6. 労働環境の改善</p> <p>受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>1-1-24 履行報告</p> <p>1-1-25 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の順守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>1-1-27 爆発及び火災の防止</p> <p>1-1-28 後片付け</p> <p>1-1-29 事故報告書</p>	<p>1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p> <p>6. 労働環境等の改善</p> <p>受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>1-1-25 履行報告</p> <p>1-1-26 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の順守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>1-1-28 爆発及び火災の防止</p> <p>1-1-29 後片付け</p> <p>1-1-30 事故報告書</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

現 行	改 定 後	適 用																																																																																								
<p>第4章 機械設備工事機器 第1節 操作制御設備 4-1-2 盤構造及び形式 1. 一般事 盤外箱板厚（mm）以上</p> <table border="1" data-bbox="133 409 1151 697"> <thead> <tr> <th colspan="2">盤形式箇所</th> <th>扉</th> <th>天井板・底面板</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内用自立形</td> <td>扉に器具付</td> <td>3.2 (3.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td>扉に器具なし</td> <td>2.3 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コントロールセンタ形</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>2.3 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋内用スタンド形</td> <td>2.3 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外用スタンド形</td> <td>2.3 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋内用自立形</td> <td>3.2 (3.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>2.3 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">盤掛形</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搭載形</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内はステンレス鋼を使用した場合</p> <p>第3編 機械設備工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 用語の定義 6. 施工図 施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要な全ての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。 なお、施工図は、「機械工事完成図書作成要領（案）」に基づき作成するものとする。</p> <p>1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書 3. 工事費構成書 受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。</p> <p>1-1-18 承諾図書 機械工事独自</p> <p>新規</p> <p>1-1-19 設計図書の変更等 機械工事独自 1-1-5 支給材料及び貸与物件 1. 適用規定 1-1-6 監督職員による確認及び立会等 1. 立会依頼書の提出 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。 6. 段階確認 (1) 受注者は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p>	盤形式箇所		扉	天井板・底面板	その他	屋内用自立形	扉に器具付	3.2 (3.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	扉に器具なし	2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	コントロールセンタ形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	2.3 (2.0)	屋内用スタンド形		2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	屋外用スタンド形		2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	屋内用自立形		3.2 (3.0)	1.6 (2.0)	2.3 (2.0)	盤掛形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	搭載形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	<p>第4章 機械設備工事機器 第1節 操作制御設備 4-1-2 盤構造及び形式 1. 一般事 盤外箱板厚（mm）以上</p> <table border="1" data-bbox="1320 409 2338 697"> <thead> <tr> <th colspan="2">盤形式箇所</th> <th>扉</th> <th>天井板・底面板</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内用自立形</td> <td>扉に器具付</td> <td>3.2 (3.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td>扉に器具なし</td> <td>2.3 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コントロールセンタ形</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>2.3 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋内用スタンド形</td> <td>2.3 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外用スタンド形</td> <td>2.3 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外用自立形</td> <td>3.2 (3.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>2.3 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">盤掛形</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搭載形</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> <td>1.6 (2.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内はステンレス鋼を使用した場合</p> <p>第3編 機械設備工事共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 用語の定義 6. 施工図 施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要な全ての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。 なお、施工図は、「機械工事完成図書作成要領（案）」及び「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編」に基づき作成するものとする。</p> <p>1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書 3. 工事費構成書 受注者は、請負代金内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。</p> <p>1-1-4 承諾図書</p> <p>1-1-5 承諾済の承諾図書 工事請負契約書第15条7項、第17条1項、第18条5項、第19条、第20条、第22条、第23条1項及び第44条2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。</p> <p>1-1-6 設計図書の変更等 1-1-7 支給材料及び貸与品 1. 一般事項 1-1-8 監督職員による確認及び立会等 1. 立会願いの提出 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願いを所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。 6. 段階確認 (1) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。</p>	盤形式箇所		扉	天井板・底面板	その他	屋内用自立形	扉に器具付	3.2 (3.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	扉に器具なし	2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	コントロールセンタ形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	2.3 (2.0)	屋内用スタンド形		2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	屋外用スタンド形		2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	屋外用自立形		3.2 (3.0)	1.6 (2.0)	2.3 (2.0)	盤掛形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	搭載形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	<p>誤記修正</p> <p>表記統一のため修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>表記修正</p> <p>条文の追加</p> <p>表記修正 表記統一のため修正 表記統一のため修正</p> <p>実態に合わせ修正</p> <p>表記統一のため修正</p>
盤形式箇所		扉	天井板・底面板	その他																																																																																						
屋内用自立形	扉に器具付	3.2 (3.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
	扉に器具なし	2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
コントロールセンタ形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	2.3 (2.0)																																																																																						
屋内用スタンド形		2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
屋外用スタンド形		2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
屋内用自立形		3.2 (3.0)	1.6 (2.0)	2.3 (2.0)																																																																																						
盤掛形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
搭載形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
盤形式箇所		扉	天井板・底面板	その他																																																																																						
屋内用自立形	扉に器具付	3.2 (3.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
	扉に器具なし	2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
コントロールセンタ形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	2.3 (2.0)																																																																																						
屋内用スタンド形		2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
屋外用スタンド形		2.3 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
屋外用自立形		3.2 (3.0)	1.6 (2.0)	2.3 (2.0)																																																																																						
盤掛形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						
搭載形		1.6 (2.0)	1.6 (2.0)	1.6 (2.0)																																																																																						

現 行

改 定 後

適 用

表1-1 段階確認一覧表（1/2）

一般：一般監督
重点：重点監督

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度	
指定架設工		設置完了時	使用材料、幅、長さ、高さ、深さ等	1回/1工事	
水門設備	扉体、ボンネットケーシング、戸当り金物	仮組立終了時	※1 使用材料、溶接、寸法等	一般：－ 重点：1回/1工事	
		コンクリート打設前	据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1門	
		据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1門	
		開閉装置	仮組立完了時	使用材料、溶接、機能	一般：－ 重点：1回/1工事
			コンクリート打設前	据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1門
			据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1門
	操作制御設備 電源設備	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事	
	揚排水ポンプ設備	主ポンプ設備	仮組立完了時	使用材料、寸法、耐圧、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
			コンクリート打設前	据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
			据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
			主ポンプ駆動設備	工場製作完了時	寸法、性能
コンクリート打設前				据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
据付完了時				据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
系統機器設備		工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事	
操作制御設備、 電源設備		工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		据付完了時	据付寸法、性能	1回/1工事	
除塵設備、 天井クレーン設備		仮組立完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		据付完了時	据付寸法、機能（天井クレーンは、加重試験を含む）	1回/1工事	
	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事		
燃料貯油槽、配管	工場製作完了時	使用材料、寸法、漏洩、耐圧	1回/1工事		
	埋設前又は、据付完了時	据付寸法	1回/1工事		
トンネル換気設備・非常用施設	送・排風設備、 ジェットファン設備	工場製作完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事	
		コンクリート打設前	据付寸法	一般：1回/1工事 重点：1回/1台※2	
		据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/2台	

削除

表記統一のため修正

表1-1 段階確認一覧表（2/2）

一般：一般監督
重点：重点監督

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
トンネル換気設備・非常用施設	天井クレーン設備	仮組立完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、機能（天井クレーンは、加重試験を含む）	1回/1工事
		工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
	非常用施設	据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事
		工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
	計測設備	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事
	操作制御設備、電源設備	工場製作完了時	寸法、性能据付完了時	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、機能	1回/1工事
	送水配管	埋設前又は、据付完了時	据付寸法、耐圧	1回/1工事
		工場製作完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
	散水融雪設備	ポンプ設備	据付完了時	据付寸法、機能
埋設前又は、据付完了時			据付寸法、漏水	1回/1工事
送水、散水配管設備		工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、性能	1回/1工事
さく井		施工完了後	曲がり、深さ	一般：1回/1工事 重点：1回/1本
		工場製作完了時	使用材料、寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
道路排水設備	主ポンプ設備、配管設備	据付完了時	据付寸法、機能	一般：1回/1工事 重点：1回/1台
		埋設前又は、据付完了時	据付寸法、漏水	1回/1工事
		工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
	操作制御設備、電源設備	据付完了時	据付寸法、性能	1回/1工事
遠方監視操作制御設備	遠方制御設備、監視設備、情報管理設備、電源設備、計測設備	工場製作完了時	寸法、性能	一般：－ 重点：1回/1工事
		据付完了時	据付寸法、性能	1回/1工事
塗装	施工完了時	外観、膜厚	1回/1工事	

削除

表記統一のため修正

※1 バルブについては、耐圧、漏水試験を行う。
 ※2 ジェットファンについては、1回/5台以上とする。
 注) ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案のうえ設定することとする。
 ・一般監督：重点監督以外の工事
 ・重点監督：下記の工事
 イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 ロ 施工条件が厳しい工事
 ハ 第三者に対する影響のある工事
 ニ その他

現 行	改 定 後	適 用
<p>1-1-7 数量の算出 1-1-9 工事完成図書及び施工図の納品 1-1-21 発注者による完成図書等の使用 機械工事独自 1-1-8 品質証明 1-1-10 技術検査 1-1-11 施工管理 1-1-12 工事中の安全確保 2. 建設工事講習災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>1-1-13 交通安全管理 1-1-14 工事測量 1-1-15 提出書類 1-1-20 管理記録の整理 機械工事独自 1-1-16 創意工夫 1-1-4 担当技術者（工事監督支援業務） 開発局独自 1-1-17 その他 開発局独自</p>	<p>1-1-9 数量の算出 1-1-10 工事完成図書及び施工図の納品 1-1-11 発注者による完成図書等の使用 1-1-12 品質証明 1-1-13 技術検査 1-1-14 施工管理 1-1-15 工事中の安全確保 2. 建設工事講習災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>1-1-16 交通安全管理 1-1-17 工事測量 1-1-18 提出書類 1-1-19 管理記録の整理 1-1-20 創意工夫 1-1-21 担当技術者（工事監督支援業務） 開発局独自 1-1-22 その他 開発局独自</p>	<p>表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正 表記修正</p>